

# 「運転開始から 40 年を超えた東海第二原子力発電所の運転期間延長を行わないことを求める」意見書採択することを求める陳情

水戸市議会議員

村田 進洋 様

## 【陳情趣旨】

私たちが暮らす茨城県には、運転開始から 38 年になる東海第二原子力発電所（以下、東海第二原発）があり、東日本大震災により破損し停止していますが、日本原子力発電株式会社（以下、日本原電）は、2014 年 5 月、再稼働に向けて原子力規制委員会に適合性審査の申請を提出し、現在審査中です。そして、2018 年 11 月をもって運転開始から 40 年となります。原子炉等規制法で定められた原発の寿命は原則 40 年です。そのような中、日本原電には運転期間延長認可制度への申請の動きがあります。（東海第二原発の延長申請が必要となる期間は 2017 年 8 月 28 日から 11 月 28 日までの 3 か月間）

東海第二原発は、老朽化している上に被災し、停止中も放射性液漏れ事故等が続きました。また、30 キロ圏に生活する約 100 万人の現実的な避難計画の策定も困難を極めている中、運転期間 20 年延長の動きに周辺住民は不安を募らせています。茨城大学「地域社会と原子力」調査チームが 2016 年に茨城県内の原発立地・周辺自治体住民を対象に行ったアンケート調査によると、「老朽化した原子炉を使い続けるのは非常に危険である」という質問に対する回答は「そう思う」が 65.1%、「どちらかと言えばそう思う」が 18.0%でした。（「地域社会と原子力に関するアンケート調査Ⅶ」（2016 年度調査）結果の概要）

水戸市議会では平成 24 年第 2 回定例会において、東海第二原発について再稼働しないことや廃炉をすることを求める意見書採択を求める市民からの請願 3 件と陳情 2 件を趣旨採択とし、議員提出の「安全で持続可能なエネルギー政策の確立を求める意見書」が採択されました。その意見書には、「東海第二原子力発電所については、設置からすでに 33 年が経過し、老朽化が進んでいることから、安易な再稼働を行うことなく」（※平成 24 年 6 月 26 日当時）と明記され、「原子力に依存しない社会への移行を目指し、原子力発電への依存を減らすための代替エネルギーの確保と、再生可能エネルギー等の新エネルギー導入促進のために必要な施策をより積極的に推進すること」を政府に強く要望する内容になっています。

運転開始から 40 年を経た原子力発電所の運転期間の延長を行わないことを求めます。また、国策として進めてきた原発政策であるため、国は東海第二原発を再稼働せず、国の責任で原発に代わる地域経済振興支援を行うことを求めます。

以上を踏まえ、下記事項の実現について、地方自治法第 99 条の規定に基づき、国会または関係行政庁へ意見書を提出していただきますよう陳情いたします。

## 【陳情事項】

1. 運転開始から 40 年を超えた東海第二原子力発電所の運転期間延長を行わないこと
2. 東海第二原子力発電所を再稼働せず、国の責任で原発に代わる地域経済振興支援を行うこと

陳情内容に賛同し、署名します。

氏名	印	住所
取り扱い団体	問合せ先・郵送先	
生活クラブ生活協同組合茨城 県央ブロック	〒310-0843 茨城県水戸市元石川町 302-12 TEL. 029-291-8280	

●署名は年齢、国籍に関係なく、どなたでもできます●ボールペン、万年筆等でお書きください●押印が必要です（認印可。拇印・シヤチハタ不可）●「同上」や「〃」を使用しないでください●原本を取り扱い団体にお送りください。ご署名は水戸市議会へ提出し、本陳情以外には使用しません。

※紹介議員が決まった場合は、請願として取り扱わせていただきます。

第 1 次集約 4 月 2 8 日（金）

第 2 次集約 5 月 1 2 日（金）